

# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

## オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し

### 項目

### 内容

#### 考え方

オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症で入院することはない、一方で、高齢者のリスクは引き続き高い。このようなウイルスの特性を踏まえ、感染症法上の措置について、以下の対応を行う。

#### 発生届の対象者の見直し (全数届出の見直し)

感染症法第12条に定める発生届の対象者について、(i) 65歳以上、(ii) 入院を要する者、(iii) 重症化リスクがあり治療薬投与等が必要な者、(iv) 妊娠している者の4類型に限定し、令和4年9月26日より全国一律で適用する。

その際、発生届の対象外となる者が安心して自宅療養をできるようにするため、(i) 抗原定性検査キットのOTC化(インターネット等での販売を解禁)、(ii) 体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備、(iii) 必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること等、必要な環境を整備する。

また、今回の見直しに伴い、HER-SYSの追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者数の総数の把握(全数把握)を継続する。

## 項目

## 内容

陽性者の自宅療養期間の見直し

自宅療養期間については、療養者が有症状の場合には10日間、無症状の場合には7日間は引き続き、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある者との接触や、感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮することとし、令和4年9月7日から適用する。

- ・有症状の場合、発症から10日間かつ症状軽快後72時間としていたところ、7日間かつ症状軽快後24時間に変更（ただし、現に入院している場合は10日間）
- ・無症状の場合、検体採取から7日間としていたところ、5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間に変更。

また、感染症法第44条の3に基づき、陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行うが、症状軽快後24時間経過後又は無症状の場合には、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最低限の外出を許容する。

# イベントの開催制限

一つの会場で**エリア**を分けた場合  
それぞれの**上限**を設定可

これまで

9/8から

大声ありイベント

エリアを分けるイベント

収容率  
の上限

50%

大声あり  
エリア 50%

大声なし  
エリア 100%